

浜田市告示第 99 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により市道の供用を開始するので告示します。

その関係図面は、次により一般の縦覧に供します。

令和 7 年 5 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 縦覧の期間 告示の日から 14 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 2 縦覧の場所 浜田市役所都市建設部維持管理課
- 3 供用開始の内容

路 線 番 号	路 線 名	起 点	延 長 (m)	敷 地 の 幅 員 (m)	
		終 点			
31-3-186	安城 186 号線	浜田市弥栄町栃木 333 番 6 地 先	223.5	最小	4.0
		浜田市弥栄町栃木 319 番 9 地 先		最大	7.7